

税金は納期限までに納めましょう

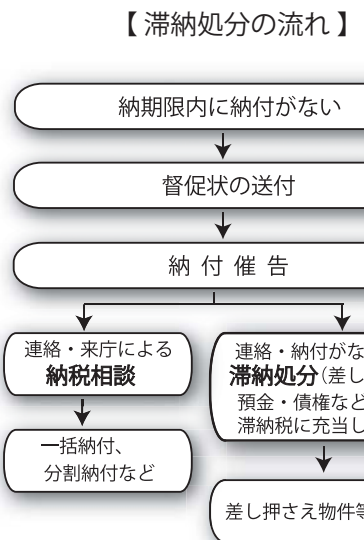
市税の滞納は財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすこととなります。さらに納期限までに納付していただいた大多数の人との公平性を欠くことにもなります。

税金の納付が遅れると…

税金を納期限までに納めなかった場合は、督促状が発せられ督促手数料（一通につき100円）が加算され、また、延滞した税額に対して延滞金がかかります。

税金を納めず放置していると…

税金を納期限までに納めていただけなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付しても納付いただけない人には、催告書や電話などで納付のお願いを行います。それでも納付いただけない滞納者には、不動産、動産、債権などの差押えを行います。差押えは個人（または法人）の生活・経済活動に大きな影響を及ぼす大変厳しい強制処分です。差押えた物件は、インターネット公売などを利用して売却する強制換価処分を行います。この強制換価処分は、大切な市税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。



タイヤロックによる差し押さえ

早めに納税相談にお越しく下さい

病気や失業、事業廃止や経営不振などやむを得ない理由で納期限内の納付が困難な場合は、市役所開庁時間に、税務課（伊豆長岡庁舎）にご相談ください。

市役所税務課
055(948)2912

A バイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの人

原動機付自転車（ミニカー含む）・軽二輪車・二輪小型自動車などのバイク、フォークリフトや農耕作業用のトラクターなどの小型特殊自動車については、平成27年度から左表の通り税額が変更されます。

車種（排気量）	変更前	変更後
第一種原付（50cc以下）	1,000円	2,000円
第二種乙原付（51cc～90cc）	1,200円	2,000円
第二種甲原付（91cc～125cc）	1,600円	2,400円
軽二輪車（250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪小型自動車（251cc～）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕用）	1,600円	2,400円
小型特殊自動車（その他）	4,700円	5,900円
ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円

C 「初年度検査年月」が平成14年以前の軽自動車をお持ちの人

三輪以上の軽自動車で、車検証に記載されている「初年度検査年月」から13年以上経過している車両は、環境への負荷を考慮し、平成28年度から左表の通り税額が変更されます。

※新税率が適用される平成28年度は「初年度検査年月」が平成14年以前の車両が対象となります。

車種	変更前	変更後
軽三輪	3,100円	4,600円
四輪乗用（自家用）	7,200円	12,900円
四輪乗用（営業用）	5,500円	8,200円
四輪貨物（自家用）	4,000円	6,000円
四輪貨物（営業用）	3,000円	4,500円

B 「初年度検査年月」が平成27年4月以降の軽自動車を購入する人

三輪以上の軽自動車で、車検証に記載されている「初年度検査年月」が平成27年4月以降の車両は、平成28年度以降、左表の通り課税されます。

車種	税額
軽三輪	3,900円
四輪乗用（自家用）	10,800円
四輪乗用（営業用）	6,900円
四輪貨物（自家用）	5,000円
四輪貨物（営業用）	3,800円

D A～C以外の車両をお持ちの人

お持ちの車両がA～Cのいずれにも該当しない場合、軽自動車税の税額に変更はありません。ただし、Cに記載したとおり、初年度検査年月から13年を経過すると税額が上がるため、ご注意ください。

税務署からのお知らせ

年末調整&青色決算説明会

平成26年分の年末調整・青色決算などの説明会を開催します。

とき

11月19日（水）
① 13時15分～14時55分
年末調整等説明会
（法人、個人の源泉徴収義務者）
② 15時00分～15時40分
青色決算等説明会
（個人の青色申告者）
ところ
アクシスカつらぎ
多目的ホール
持ち物
郵送された年末調整関係の書類
＊関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

個人で事業を行っている人の帳簿・記録の保存

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。なお、この記帳・帳簿などの保存制度につきましては、所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人も対象となります。
詳細は、直接お問い合わせください。

三島税務署
055-987-6711
自動音声案内「2」を選択
→年末調整等説明会については
法人課税部門
→青色決算等説明会、記帳・帳簿などの保存制度については個人課税部門

三島年金事務所 055-973-1444

【開設期間】11月4日（火）～平成27年3月16日（月）まで
月～金曜日（9:00～19:00）第2土曜日（9:00～17:00）
※期間中の祝日、12月29日～1月3日はご利用できません。

控除証明書に関する問い合わせは、次の控除証明専用ダイヤルをご利用ください。
0570-058-555 IP電話専用 03-6700-1144
（050から始まる電話をご利用の場合）

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

控除証明書は、国民年金保険料の納付額を証明する書類です。平成26年に国民年金保険料を納めた人には、11月上旬または平成27年2月上旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。年末調整・確定申告の際に添付してください。

控除証明書は申告するまで大切に保管